



発行 新潟県

**第 36 号**

平成24年5月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 677 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 678 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 679 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 680 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 681 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 682 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 683 保安林の指定予定（治山課）
- 684 基本測量の実施通知（監理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	五十公野薬局	新発田市五十公野6804	居宅療養管理指導	H24.4.1
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	五十公野薬局	新発田市五十公野6804	介護予防居宅療養管理指導	H24.4.1
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	三日市薬局	新発田市三日市605-4	居宅療養管理指導	H24.4.1
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目5番地13Yビル1階	三日市薬局	新発田市三日市605-4	介護予防居宅療養管理指導	H24.4.1
株式会社くびき野ライフスタイル研究所	上越市西城町2丁目10番25号	ショートステイサンクス高田	上越市寺町3丁目10番11号	短期入所生活介護	H23.9.20
株式会社くびき野ライフスタイル研究所	上越市西城町2丁目10番25号	ショートステイサンクス高田	上越市寺町3丁目10番11号	介護予防短期入所生活介護	H23.9.20
ながおか医療生活協同組合	長岡市前田1-6-7	介護老人保健施設あらまち	長岡市泉1-7-24	短期入所療養介護	H24.4.1
ながおか医療生活協同組合	長岡市前田1-6-7	介護老人保健施設あらまち	長岡市泉1-7-24	介護老人保健施設	H24.4.1
ながおか医療生活協同組合	長岡市前田1-6-7	介護老人保健施設あらまち	長岡市泉1-7-24	介護予防短期入所療養介護	H24.4.1
医療法人崇徳会	長岡市深沢町2300番地	ケアプランセンターこころ	長岡市三ツ郷屋2丁目3-11	居宅介護支援	H24.3.9
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	居宅療養管理指導	H24.4.4
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	介護予防居宅療養管理指導	H24.4.4
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	サカエ薬局	上越市幸町14番10号	居宅療養管理指導	H24.4.4
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	サカエ薬局	上越市幸町14番10号	介護予防居宅療養管理指導	H24.4.4
奥越部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	通所介護	H24.4.13

奥越部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	介護予防通所介護	H24.4.13
社会福祉法人にいがた寿会	新潟市中央区上近江3丁目19番22号	デイサービスたかだ桜園	上越市東本町4丁目3番46号	通所介護	H24.2.3
社会福祉法人にいがた寿会	新潟市中央区上近江3丁目19番22号	デイサービスたかだ桜園	上越市東本町4丁目3番46号	介護予防通所介護	H24.2.3
株式会社新潟県厚生事業協同公社	長岡市高見町4343番地	おもいやりの泉県央店	三条市須頃2-23	福祉用具貸与	H24.4.1
株式会社新潟県厚生事業協同公社	長岡市高見町4343番地	おもいやりの泉県央店	三条市須頃2-23	介護予防福祉用具貸与	H24.4.1
株式会社新潟県厚生事業協同公社	長岡市高見町4343番地	おもいやりの泉県央店	三条市須頃2-23	特定福祉用具販売	H24.4.1
株式会社新潟県厚生事業協同公社	長岡市高見町4343番地	おもいやりの泉県央店	三条市須頃2-23	特定介護予防福祉用具販売	H24.4.1
有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	福祉用具貸与	H24.4.20
有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	特定福祉用具販売	H24.4.20
有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	介護予防福祉用具貸与	H24.4.20
有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	有限会社齋藤電機商会	加茂市矢立9-27	特定介護予防福祉用具販売	H24.4.20

## ◎新潟県告示第678号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
越後交通物産株式会社	長岡市千秋2丁目2788番地1	長岡市東栄3丁目3番6号	長岡市千秋2丁目2788番地1	H22.3.8

## ◎新潟県告示第679号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンター第2わかばの里	阿賀野市稲荷町11番10号	認知症対応型通所介護	H24.3.31
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンター第2わかばの里	阿賀野市稲荷町11番10号	介護予防認知症対応型通所介護	H24.3.31
新潟部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	通所介護	H24.3.31
新潟部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	介護予防通所介護	H24.3.31

### ◎新潟県告示第680号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

#### 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月19日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	勤労青少年ホーム	南魚沼市全域
6月20日（水）	午前9時から正午まで		
6月21日（木）	午後1時から4時まで		
6月22日（金）	午前9時から正午まで		
6月25日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢公民館	
6月26日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	コミュニティホールさわらび	
6月27日（水）	午前9時から11時まで 午後1時から4時まで		
6月28日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月29日（金）	午前9時から正午まで		
6月30日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

#### 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

**◎新潟県告示第681号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成24年6月22日から生ずるものとする。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 発起人の住所及び氏名

新潟県佐渡市豊田90

大立水産 代表 金子 新一

新潟県佐渡市豊田412

本間 高明

## 2 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

## 3 区分

定置漁業

## 4 届出年月日

平成24年4月23日

**◎新潟県告示第682号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成24年6月22日から生ずるものとする。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 発起人の住所及び氏名

新潟県佐渡市豊田76

金杉 長義

新潟県佐渡市豊田401

吉田 芳行

## 2 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

## 3 区分

10トン未満の漁船により営む漁業であって旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業

## 4 届出年月日

平成24年4月23日

**◎新潟県告示第683号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙62、丙662の1、丙665、丙665の1、丙817の1、丙823、丙828、丙830の31、丙831、丙884の1、丙886の1、丙887、丙895、丙903、丙938の1、丙939

- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第684号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成24年5月28日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 柏崎市、十日町市

公 告

**予算の公表について（公告）**

平成24年3月30日専決処分をした平成23年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 平成23年度新潟県一般会計補正予算

平成23年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,366,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,890,679千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 218,190,000	千円 1,403,000	千円 219,593,000
	第1項 県 民 税	74,441,000	263,000	74,704,000
	第2項 事 業 税	36,246,000	3,000	36,249,000
	第3項 地方消費税	33,125,000	878,000	34,003,000
	第4項 不動産取得税	4,966,000	152,000	5,118,000
	第5項 県たばこ税	5,118,000	84,000	5,202,000
	第6項 ゴルフ場利用税	594,000	1,000	595,000
	第7項 自動車取得税	3,621,000	△ 102,000	3,519,000
	第8項 軽油引取税	25,098,000	134,000	25,232,000
	第9項 自動車税	33,177,000	△ 15,000	33,162,000
	第13項 産業廃棄物税	298,000	6,000	304,000
	第14項 旧法による税	5,000	△ 1,000	4,000
第3款 地方譲与税		34,074,000	△ 283,206	33,790,794
	第2項 地方揮発油譲与税	5,029,000	△ 285,737	4,743,263



	第3項 石油ガス譲与税	347,000	2,393	349,393
	第4項 航空機燃料譲与税	2,340	117	2,457
	第5項 地方道路譲与税		21	21
第5款 地方交付税		299,761,061	6,653,498	306,414,559
	第1項 地方交付税	299,761,061	6,653,498	306,414,559
第6款 交通安全対策特別交付金		638,000	19,475	657,475
	第1項 交通安全対策特別交付金	638,000	19,475	657,475
第7款 分担金及び負担金		8,883,354	7,710	8,891,064
	第1項 分担金	2,217,812	736	2,218,548
	第2項 負担金	6,665,542	6,974	6,672,516
第8款 使用料及び手数料		11,121,257	33,014	11,154,271
	第1項 使用料	7,092,920	32,997	7,125,917
	第2項 手数料	4,028,337	17	4,028,354
第9款 国庫支出金		217,539,332	△ 26,713,507	190,825,825
	第1項 国庫負担金	41,629,951	△ 10,489	41,619,462
	第2項 国庫補助金	174,013,863	△ 26,703,035	147,310,828

第3項 委託金	1,895,518	17	1,895,535
第10款 財産収入			
第1項 財産運用収入	1,227,547	12,811	1,240,358
第2項 財産売却収入	653,287	△ 8,542	644,745
	574,260	21,353	595,613
第11款 寄附金			
第1項 寄附金	36,023	3,709	39,732
	36,023	3,709	39,732
第12款 繰入金			
第1項 特別会計繰入金	61,552,626	△ 286,053	61,266,573
第2項 基金繰入金	7,774,187	95,821	7,870,008
	53,778,439	△ 331,874	53,396,565
第13款 諸収入			
第1項 延滞金加算金及び過料等	136,243,453	△ 17,572,523	118,670,930
第4項 貸付金収入	407,023	△ 24,000	383,023
第5項 受託事業収入	100,239,598	△ 18,087,070	82,152,528
第6項 収益事業収入	2,383,224	411,986	2,795,210
第8項 雑入	4,127,410	220,858	4,348,268
	6,492,547	△ 94,297	6,398,250
第14款 県債	303,593,000	△ 27,644,000	275,949,000

	第1項 県債	303,593,000	△ 27,644,000	275,949,000
歳 入	合 計	1,344,256,751	△ 64,366,072	1,279,890,679

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費	千円		47,598,015	10,344,726	57,942,741
		第1項 政策費	4,213,428	△ 13,800	4,199,628
		第2項 総務管理費	30,062,819	10,389,996	40,452,815
		第5項 市町村振興費	4,709,967	△ 30,420	4,679,547
		第7項 人事委員会費	146,718	△ 450	146,268
		第8項 監査委員費	249,511	△ 600	248,911
第3款 県民生活・環境費	千円		13,210,313	△ 947,816	12,262,497
		第1項 県民生活管理費	2,992,569	△ 95,566	2,897,003
		第2項 防災費	5,884,166	△ 338,264	5,545,902
		第3項 環境企画費	1,086,330	△ 257,574	828,756
		第5項 廃棄物対策費	2,790,047	△ 256,412	2,533,635
第4款 福祉保健費	千円		157,439,651	△ 6,485,309	150,954,342
		第1項 福祉保健費	20,129,610	△ 749,659	19,379,951
		第3項 医薬費	6,764,085	△ 160,079	6,604,006

	第4項 高齢福祉保健費	44,658,777	△	2,105,278	42,553,499
	第5項 健康対策費	9,059,871	△	166,742	8,893,129
	第6項 生活衛生費	1,095,016	△	24,485	1,070,531
	第7項 障害福祉費	24,264,876	△	3,119,682	21,145,194
	第8項 児童家庭費	13,569,878	△	159,384	13,410,494
第5款 労働費	18,825,801	△	1,966,383	16,859,418	
第6款 産業費	第2項 労政雇用費	16,818,101	△	1,966,383	14,851,718
	第3項 商業振興費	102,227,325	△	18,549,759	83,677,566
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	71,946,899	△	18,549,759	53,397,140
	第8項 林業費	91,902,792	△	3,671,468	88,231,324
	第10項 農地基盤整備費	3,900,360	△	165,562	3,734,798
		22,704,790	△	1,839,762	20,865,028
第8款 土木費		47,898,244	△	1,666,144	46,232,100
	第1項 土木管理費	202,222,887	△	16,223,064	185,999,823
	第2項 道路橋りょう費	10,236,324	△	50,000	10,186,324
		66,461,253	△	832,953	65,628,300

第3項	河川海岸費	42,957,237	△	10,622,333	32,334,904
第4項	砂防費	24,915,239	△	4,717,778	20,197,461
第9款	警察費	50,875,898	△	219,996	50,655,902
	第1項	47,579,811	△	219,996	47,359,815
	警察管理費				
第10款	教育費	220,238,836	△	2,268,078	217,970,758
	第1項	4,906,217		588	4,906,805
	教育総務費				
	第2項	129,511,677	△	401,102	129,110,575
	小中学校費				
	第3項	54,087,190	△	1,377,367	52,709,823
	高等学校費				
	第4項	17,083,246	△	396,228	16,687,018
	特別支援学校費				
	第8項	9,863,099	△	93,969	9,769,130
	私学教育振興費				
第11款	災害復旧費	77,084,998	△	23,929,026	53,155,972
	第1項	19,740,590	△	5,969,823	13,770,767
	農林水産施設災害復旧費				
	第2項	56,919,880	△	17,832,429	39,087,451
	土木施設災害復旧費				
	第3項	223,724	△	123,097	100,627
	社会福祉施設災害復旧費				
	第4項	20,655	△	3,677	16,978
	保健衛生施設災害復旧費				
第12款	県債費	269,937,331	△	48,859	269,888,472

	第1項 県債費	269,937,331	△	48,859	269,888,472
第13款 諸支出金	第2項 雑支出	90,936,119	△	161,040	90,775,079
	第4項 利子割交付金	1,867,700	△	151,058	1,716,642
	第5項 配当割交付金	938,422	△	7,278	931,144
	第12項 特別地方消費税交付金	405,108	△	2,339	402,769
			500	△	365
第14款 予備費	第1項 予備費	300,000	△	240,000	60,000
		300,000	△	240,000	60,000
歳 出	合 計	1,344,256,751	△	64,366,072	1,279,890,679

起債の目的		補		正		前		正		補		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率
道	路	7,600,000	7,600,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	7,640,000				
河	川	18,469,000	18,469,000										
海	岸	669,000	669,000										
砂	防	9,777,000	9,777,000										
公	園	708,000	708,000										
港	湾	2,693,000	2,693,000										
水	産	98,000	98,000										
漁	港	627,000	627,000										
林	道	513,000	513,000										
治	山	4,380,000	4,380,000										
農	地	10,338,000	10,338,000										

第2表 地方債補正

1 変更



災害復旧事業費	22,845,000	15,882,000
学校教育施設等整備事業費	2,200,000	256,000
社会福祉施設整備事業費	1,224,000	566,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	556,000	526,000
地方道路等整備事業費	13,262,000	8,906,000
河川等整備事業費	180,000	163,000
地域活性化事業費	747,000	745,000
防災対策事業費	2,720,000	2,445,000
合併特例事業費	4,561,000	3,741,000
臨時高等学校改築等事業費	1,289,000	659,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	1,027,000	935,000
交通安全施設整備事業費	427,000	424,000
本庁舎改修事業費	134,000	132,000
地域機関改修事業費	521,000	503,000

北陸新幹線整備事業費	20,279,000					20,277,000
	9,912,000					7,941,000
行政改革推進債	7,714,000					6,747,000
退職手当債	1,596,000					1,397,000
減収補てん債	303,593,000					275,949,000
合計						

## 平成23年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成23年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,186,081千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,849,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		10,035,140	△ 1,186,081	8,849,059
	第1項 国庫支出金	1,204,091	△ 398,663	805,428
	第3項 寄附金	10,300	1,400	11,700
	第4項 繰入金	4,750,535	△ 499,347	4,251,188
	第5項 諸収入	50,326	499	50,825
	第7項 分担金及び負担金	3,829,499	△ 289,970	3,539,529
	入	合 計	10,035,140	△ 1,186,081

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		10,030,640 千円	△ 1,181,581 千円	8,849,059 千円
	第1項 災害救助費	9,061,008	△ 1,116,831	7,944,177
	第2項 基金積立金	691,335	△ 160,571	530,764
	第4項 繰出金	211,981	95,821	307,802
第2款 予備費		4,500	△ 4,500	
	第1項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳	出 合 計	10,035,140	△ 1,186,081	8,849,059

**大規模小売店舗の新設について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 バロー下門前店  
所在地 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内26街区5 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社バロー
    - 法人代表者氏名 代表取締役 田代 正美
    - 住所 岐阜県恵那市大井町180番地の1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社バロー
    - 法人代表者氏名 代表取締役 田代 正美
    - 住所 岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年12月28日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計 2,059平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計80台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計60台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計176平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計21平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社バロー
    - 午前9時から午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 4箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設1
    - 午前6時から午後9時まで
    - ・荷さばき施設2

午前1時から午前4時まで

- 7 届出年月日  
平成24年4月27日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス大島店・クスリのアオキ大島店  
所在地 長岡市大島本町三丁目1番地57  
設置者 株式会社ナルスほか1者
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス糸魚川店  
所在地 糸魚川市寺町1丁目9番41号  
設置者 株式会社谷村開発
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 知遊堂上越国府店  
所在地 上越市加賀町3077番地2  
設置者 株式会社ナルス
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
  - 3 変更年月日  
平成24年4月1日
  - 4 変更の理由  
代表者変更のため。
  - 5 届出年月日
-



平成24年4月26日

- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス鴨島店  
所在地 上越市子安新田4-55  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁  
(2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

---

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス戸野目店  
所在地 上越市平成町137番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名
    - ・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス直江津東店  
所在地 上越市三ツ屋町95番地4外  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名
    - ・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎

(変更後) 代表取締役 森山 仁

- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス柿崎店  
所在地 上越市柿崎区柿崎字藤木711番  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 中頸城郡柿崎町大字柿崎字藤木711番  
(変更後) 上越市柿崎区柿崎字藤木711番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前) 代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後) 代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日
  - ・2(1)に関する事項  
平成17年1月1日
  - ・2(2)及び(3)に関する事項  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
住所表示変更及び代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 オオガタショッピングセンター  
所在地 上越市大潟区土底浜1055番1号  
設置者 協同組合大潟ショッピングセンター
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前)代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後)代表取締役 森山 仁

- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日

- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 コンパスタウン上越インター  
所在地 上越市大字三田新田字水ふけ368-3外  
設置者 三菱UFJリース株式会社

- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
（変更前）代表取締役 山崎 軍太郎  
（変更後）代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス北城店  
所在地 上越市北城町3丁目273番1外  
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
（変更前）代表取締役 山崎 軍太郎  
（変更後）代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス国府店  
所在地 上越市国府4丁目8番3号  
設置者 日成商事株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前)代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後)代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス半田店  
所在地 柏崎市半田2丁目字六社前1629番1  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
・株式会社ナルス  
(変更前)代表取締役 山崎 軍太郎  
(変更後)代表取締役 森山 仁
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名

- ・株式会社ナルス  
（変更前）代表取締役 山崎 軍太郎  
（変更後）代表取締役 森山 仁
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、柏崎市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオン県央ショッピングセンター  
所在地 燕市井土巻字切間710  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
（変更前）県央サティ  
（変更後）イオン県央ショッピングセンター
- 3 変更年月日  
平成24年2月21日
- 4 変更の理由  
店舗名称変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域的生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオン県央ショッピングセンター  
所在地 燕市井土巻字切間710  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ・イオンリテール株式会社  
(変更前) 午前9時（ただし年間150日は、開店時刻：午前8時）  
(変更後) 午前8時
    - ・イオンリテール株式会社以外  
(変更前) 午前9時（ただし年間60日は、開店時刻：午前8時）  
(変更後) 午前8時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分（ただし年間150日間は、午前7時30分から午後11時30分）  
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分
- 3 変更を予定する年月日  
平成24年6月1日
- 4 変更の理由  
営業計画変更のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名称 ナルスホームプラザ藤巻店  
所在地 上越市大字藤巻938番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 店舗面積の合計  
(廃止前) 4,748平方メートル  
(廃止後) 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成24年4月26日



- 4 廃止しようとする理由  
店舗閉鎖のため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月26日

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
新潟県警察通信指令システム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成24年3月26日
- 6 落札者の氏名及び住所  
三菱電機株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区東大通2丁目4番10号
- 7 落札価格  
81,800,250円
- 8 入札公告日  
平成24年2月14日
- 9 落札方式  
最低価格

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、温冷配膳車について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年5月11日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
温冷配膳車 7台
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成24年8月31日（火）
  - (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成24年5月21日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
  - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
  - ② 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、D I C O M 動画ネットワークシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年5月11日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

D I C O M 動画ネットワークシステム 1式

---

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
平成24年7月31日(火)

(4) 納入場所  
新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成24年5月21日(月)午後5時00分

## 4 開札の日時及び場所

平成24年5月22日(火)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。